

## 新型コロナウイルスのワクチン接種 その22

### 5歳～11歳のお子さんへの接種

#### ●保護者の方へ●

厚生労働省リーフレット「5歳から11歳のお子様と保護者の方へ 新型コロナワクチン接種についてのお知らせ」より



▲市公式サイト「5歳から11歳の接種について」



▲日本小児科学会「新型コロナウイルス関連情報」



▲厚生労働省ウェブサイト

#### ◎使用するワクチン

ファイザー社の5歳～11歳用のワクチン（子ども用のワクチン）を使用します※。通常、3週間の間隔をあけて、合計2回接種します。

※ファイザー社の12歳以上のものに比べ、有効成分が3分の1になっています。

#### ◎接種の対象

●5歳～11歳のお子さん

●特に、慢性呼吸器疾患、先天性心疾患など、重症化リスクの高い基礎疾患※を有するおさんは接種をお勧めしています。接種にあたっては、あらかじめかかりつけ医などとよく相談してください。

※日本小児科学会では、新型コロナウイルス感染症の重症化リスクが高い疾患の一覧などを公表しています。

新型コロナワクチンの接種は強制ではありません。また、5歳～11歳のお子さんへの接種については、オミクロン株に対する効果の検証が確定的でないことなどを踏まえ、努力義務が適用されていません。予防接種を受けることによるメリットと副反応などによるデメリットの双方についてしっかりと理解した上で、本人と保護者の意思に基づいて接種を判断してください。

#### 新型コロナワクチンの効果

Q 新型コロナワクチンはどんな効果がありますか。

A 新型コロナワクチンを受けることで、新型コロナに感染しても症状が出にくくなります。

ワクチンを受けると、体の中で新型コロナと戦う仕組み（免疫）ができます。ウイルスが体に入ってきた時に、すぐ戦える準備ができるので、新型コロナの症状が出にくくなります。5歳～11歳における2回接種後7日以降の発症予防効果は、90.7%と報告されています※。

※オミクロン株が出現する前のデータ

#### 新型コロナワクチンの安全性

Q 子どもが新型コロナワクチンを受けた後は、どんな症状が出ますか。

A 注射した部分の痛みが一番多く現れます。

新型コロナワクチンを受けた後、数日以内に注射した部分の痛みが出た人が最も多く、1回目で74%、2回目で71%でした。注射を受けた日の夜や次の日に痛みを感じる人が多いです。疲れた感じや発熱などは、1回目よりも2回目の接種後の方が多く現れ、38℃以上の発熱は1回目で2.5%、2回目で6.5%でした。ワクチンを受けた後の症状は、ほとんどが軽度または中等度であり、現時点で得られている情報からは、安全性に重大な懸念は認められないと判断されています。

■数日以内に起こることがある症状

症状が出た人の割合	症状
50%以上	注射した部分の痛み、疲れた感じ
10～50%	頭痛、注射した部分の赤み・はれ、筋肉痛、寒気
1～10%	下痢、発熱、関節痛、嘔吐

問合せ 羽村市コロナワクチンコールセンター ☎ 0570-030207  
電話受付…午前9時～午後5時（土・日曜日、祝日を含む）

※電話リレーサービスの利用を希望する方はコールセンターの利用ができませんので、健康課まで電話してください。羽村市健康課 ☎ 555-1111 ☎ 627～630

## 後期高齢者医療制度 医療費の自己負担割合が変わります

10月1日から

「1割負担」の方のうち、一定以上の所得のある方（75歳以上の方等）が対象です

《令和4年9月30日まで》

区分	自己負担割合
現役並み所得者	3割
一般所得者等	1割

《令和4年10月1日から》

区分	自己負担割合
現役並み所得者	3割
一定以上所得がある方	2割
一般所得者等	1割

今回の自己負担割合の見直しは、現役世代の負担を抑え、国民皆保険を未来につないでいくためのものです。  
■負担軽減（配慮措置）があります  
自己負担割合が「2割」となる方は、急激な自己負担額の増加を抑えるため、10月1日から3年間、外来医療の負担増加額の上限が1か月当たり最大3000円までとなります。  
上限額を超えて支払った金額は高額療養費として、あらかじめ登録されて

今後は拡大していく見通しです。  
■対象  
■単身世帯の場合…住民税課税所得28万円以上かつ年金収入＋その他の合計所得金額が200万円以上  
■複数世帯の場合…住民税課税所得28万円以上かつ年金収入＋その他の合計所得金額が320万円以上  
■制度見直しの背景  
令和4年度以降、団塊の世代が75歳以上となり、医療費の増大が見込まれています。また、後期高齢者の医療費のうち、窓口負担を除く約4割は現役世代の負担（支援金）となっており、今後も拡大していく見通しです。

10月1日から、医療機関などの窓口で支払う医療費の自己負担割合が「1割負担」の方のうち、一定以上の所得のある方の自己負担割合が「2割」になります（3割負担の条件は変わりません）。

#### 水道メーターボックス内の維持管理を

水道の検針を、正確かつ効率的に行うために、次のことに注意してください。

①メーターボックスの中をきれいに

防寒対策のための毛布などを入れたままにすると、虫などが発生することがあります。季節ごとに適切な管理をしてください。

②漏水に注意

宅地内の給水装置は水道使用者の管理となっています。メーターボックス周辺の地面が濡れている、水を使用していないのにメーターが回っているなどの場合は、水道事務所または市指定の水道工事店に相談してください。

※市指定の水道工事店については、市公式サイトをご覧ください。

問合せ  
水道事務所  
☎ 554-2269



水を使っていないのに  
ここが回っていたら要注意

いる金融機関口座に後日支給します。  
2割負担となる方で、高額療養費の申請（口座登録）を行っていない方には、東京都後期高齢者医療広域連合から、高額療養費事前申請書を送付します。発送時期は決まり次第、広報はむらでお知らせします。

#### 注意してください！

申請書類は必ず郵便で送ります。  
国・広域連合・市区町村が電話や訪問で、口座情報登録やATMの操作をお願いすること、キャッシュカードや通帳などをお預かりすることは絶対にありません。  
※不審な電話があったときは、警察相談専用電話（#9100）または消費  
者ホットライン（188）に問い合わせてください。  
■医療費の自己負担割合の見直しについて  
東京都後期高齢者医療広域連合問合せセンター ☎ 0570-0861-519 / 市民課高齢医療・年金係 ☎ 138  
※10月からの自己負担割合は8月下旬頃から判定を行うため、「自分は2割負担になるのか」などの問合せには現段階では答えることができません。  
■今回の制度見直しの背景などについて  
後期高齢者医療の窓口負担割合に関する厚生労働省コールセンター  
☎ 0120-002-719